減価償却資産の償却方法の
変　更　承　認　申　請　書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納　税　地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したいので申請します。

記

資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	

変更しようとする理由	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格Ａ４）

06.06 改正

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

なお、償却方法の変更承認申請は、法人が既に選定した減価償却資産の償却方法を、その取得の時期に応じて選定可能な他の償却方法に変更しようとする場合のほか、取替法若しくは特別な償却率による償却方法を定率法等に変更しようとする場合又は取替資産について既に選定した償却方法をいずれか他の償却方法に変更しようとする場合にも必要ですから注意してください。

（注）　鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この申請書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

2　この申請書は、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

この場合、事業所別に償却方法を選定しているものにつき、その償却方法の変更を届け出るときには、事業所別に申請書を別葉に作成して提出してください。

3　減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、２以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

4　各欄は、次により記入してください。

(1)　「資産、設備の種類」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成 28 年４月１日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（　）内に記載してください。

イ　次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

(ｲ) 建物附属設備
(ﾛ) 構築物
(ﾊ) 船舶
(ﾆ) 航空機
(ﾎ) 車両及び運搬具
(ﾍ) 工具
(ﾄ) 器具及び備品

ロ　機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ　公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ　開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ　坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ　試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(2)「現によっている償却方法」欄には、現在採用している償却方法（償却方法の届出を行わなかった等のため、法定償却方法によることとされている減価償却資産については、その償却方法。以下同じ。）を記入してください。

(3)「現によっている償却方法を採用した年月日」欄には、現在採用している償却方法を採用した事業年度開始の日を記入してください。

(4)「採用しようとする新たな償却方法」欄には、これから採用しようとする償却方法を記入してください。

(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)「※」欄は記載しないでください。

5　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たな償却方法を採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。